

○添付書類 (1-3)

(有機農産物、有機加工食品(酒類について格付の表示を付そうとする場合にあっては、その旨を含む。)・有機飼料・有機畜産物及び有機藻類の認証小分け業者(外国含)の認証申請用)

〈認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に関する書類〉(添付書類 1)

- ① 認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所
- ② 認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に係る根拠書類
(グループで申請する場合、グループを構成する者の氏名又は名称及び住所並びにそれらの根拠書類)

〈格付の表示を行おうとする農林物資の種類等〉(添付書類 2)

- ① 格付の表示を行おうとする農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品(酒類について格付の表示を付そうとする場合にあっては、その旨を含む。)・有機飼料・有機畜産物及び有機藻類
- ② 格付の表示を行おうとする農林物資の品目

〈小分け及び格付の表示のための施設に関する書類〉(添付書類 3)

- ① 受入れ・保管・小分け・格付の表示・管理を行うための施設の一覧及び図面(名称、所在地、面積・広さ、明るさ、構造、清掃等に関する事項含)
- ② 受入れ・保管・小分け・格付の表示の工程図
- ③ 格付の表示の貼付及び管理のための施設の図
- ④ 受入れ・保管・小分け・格付の表示を行うための施設の周辺図
- ⑤ 給水設備に係る書類
- ⑥ 衛生管理・清掃に係る設備の書類

〈認証の技術的基準及び組織の要領に関する書類〉(添付書類 4)

1. 組織の機構・運営等に関する要領(規程・手順書・組織図・名簿等)

- ① 組織を代表する者の職務に関する事項
- ② 組織の運営全体に関する事項
- ③ 小分けの実施及び格付の表示を付する部門の運営に関する事項
(格付の表示を付する部門は、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること)
- ④ 小分けの実施及び格付の表示を担当する者の任命・職務に関する事項

2. 小分けの実施及び格付の表示についての規程及び手順書等

- ① 次に掲げる小分け責任者、格付の表示を担当する者の職務・組織等に関する規程
(1) 小分けに関する計画の立案及び推進

(2) 工程に生じた異常等の処置又は指導及びその防止策

② 次に掲げる事項を含む小分けの実施方法に関する規程及び手順書等

(1) 有機農産物、有機加工食品（有機酒類含）・有機飼料・有機畜産物及び有機藻類の受入れ及び保管に関する事項

(2) 小分け前の有機農産物、有機加工食品（有機酒類含）・有機飼料・有機畜産物及び有機藻類の格付の表示の確認に関する事項

(3) 小分けの方法に関する事項

(4) 包装等小分けに使用する資材及び機械及び器具に関する事項

(5) 小分けの管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項（格付表示・出荷の日より 5 年保存、かつ、JAS 法施行規則第四十八条第 1 項第 1 号ニ(11)の規定に整合すること）

(5) 苦情処理に関する事項

(6) 小分けの実施状況について認証機関 ASAC による確認業務等の適切な実施に関し必要な事項

(7) 内部規程に基づく適切な小分けの実施に関する事項

(8) 内部規程の適切で定期的な見直しと従業員等への周知に関する規程

(9) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関 ASAC への通知に関する事項（年間受入れ・小分け計画含）

③ 次に掲げる次項を含む格付の表示に関する規程（格付表示規程）及び手順書等

(1) 格付の表示、有機又はオーガニックの名称表示並びに認証機関名・認証番号の取り扱いに関する事項（包装デザイン・表示（格付・有機又はオーガニック等の名称・認証機関名・認証番号）の見本（生鮮食品の品質表示基準、玄米・精米の品質表示基準、加工食品の品質表示基準等に基づく表示見本含）

（格付の表示の上の有機藻類の文字）（名称の表示及び格付の表示の上の有機藻類の表示において、海水で生産された藻類にあつては、“藻類”に代えて“海藻”と表示してもよい）（有機藻類にあつては、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に基づき、生鮮食品、加工食品の区別を適切に分類して表示すること）

(2) 出荷後に有機農産物、有機加工食品（有機酒類含）・有機飼料・有機畜産物及び有機藻類の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

(3) 格付の表示に係る記録の作成・根拠書類の入手及び保存に関する事項（格付表示・出荷の日より 5 年保存、かつ、JAS 法施行規則第四十八条第 1 項第 1 号ニ(11)の規定に整合すること）

(4) 格付の表示の実施状況について認証機関 ASAC による確認業務等の適切な実施に関し必要な事項

(5) 格付表示規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められるために必要な事項

3. 認証の技術的基準三・五の要件を確認出来る根拠書類(小分けに関わる責任者(小分け責任者)・担当者(小分け担当者)並びに格付の表示を担当する者(格付表示担当者)の名簿、講

習会修了書、履歴書及び履歴に係る根拠書類等)

〈その他参考となるべき書類〉

- ① 社歴と経営方針と事業内容に関する書類
- ② 受入れ品の仕入先、製品の販売先のリスト
等

〈JAS 法施行規則第四十八条及び本会認証業務規程に基づく書類〉 (添付書類 6)

- ① 本会認証業務規程第 23 条に基づく認証契約書
- ② 本会認証業務規程第 24 条に基づく質問状に対する回答